

夕張市人事行政の運営等の状況

令和5年度人事行政の運営等の状況を次のとおりお知らせします。

1 職員の採用や退職及び競争試験の状況

(1) 採用（令和5年度採用分）

(単位：人)

区分	競争試験			選考採用	小計
	大学	短大	高校		
一般行政職	2	3	1		6
消防職			1		1
小計	2	3	2	0	7
フルタイム会計年度任用職員				45	45
合計	2	3	2	45	52

※フルタイム会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2) 競争試験（令和5年度採用分）

(単位：人)

区分	受験者数	最終合格者数
一般行政職	23	6
消防職	3	1

(3) 退職等（令和5年度退職分）

(単位：人)

区分		退職				免職		失職	小計
		定年	勧奨	死亡	普通	分限	懲戒		
一般行政職	事務職			1	5				6
	技術職								0
消防職					2				2
合計		0	0	1	7	0	0	0	8

※会計年度任用職員は、制度上、予め定めた令和5年度内の雇用期間（最長R5.3.31）をもって退職。

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和5年4月1日現在）

勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	就業	休憩時間	休息時間	週休日
週38時間45分 (1日7時間45分)	8時45分	17時30分	60分	—	土・日曜日

※特別な形態での勤務を要する職員（消防職員等）は、上記以外に定めています。

(2) 休暇の状況(一般行政職及び消防職)

① 年次有給休暇

一の年につき20日間与えられ、翌年に20日を限度として繰り越すことができます。
・令和5年の取得状況

総取得日数	対象職員数	平均取得日数
日 1,127.0	人 104.0	日 10.8

② その他の休暇(令和5年4月1日現在)

種類		付与期間
病気休暇		療養に最低必要な期間
特別 休暇	結婚	5日以内
	夏季	3日以内
	出産	産前6週間・産後8週間
	配偶者出産	2日以内
	育児時間	1日2回各30分
	子の看護	5日以内
	法要	1日
	服喪(忌引き)	7日以内(死亡者の続柄により異なる)
	非常災害	7日以内
	ドナー	必要期間
	ボランティア	5日以内
介護休暇(無給)		連続する6月の期間内において必要と認められる期間
組合休暇(無給)		一の年において30日以内

③ 育児休業・部分休業

育児休業は育児休業法により、子が満3歳に達するまでの間、職務に専念する義務が免除される制度です。なお休業期間中の給与は支給されません。

区分	男性職員	女性職員
育児休業取得者数	1人	0人
部分休業取得者数	0人	0人

(3) 休暇の状況(フルタイム会計年度任用職員)

① 年次有給休暇

一の年につき最大20日間与えられ(1年6カ月以上勤務し継続勤務が6月を超える日より)、次年度において新たに同一の任命権者に任用された場合20日を限度として繰り越すことができます。

② その他の休暇(令和5年4月1日現在)

種類		付与期間
有給	負傷又は疾病	療養に最低必要な期間
	結婚	5日以内
	夏季	3日以内
	服喪(忌引き)	7日以内(死亡者の続柄により異なる)
	非常災害	7日以内(被災した時)、 必要と認められる期間(出勤困難な時)
無給	出産	産前6週間・産後8週間
	育児時間	1日2回各30分
	子の看護	5日以内
	介護	5日以内
	ドナー	必要期間

3 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは任命権者が職員の意に反する処分を出来る場合であり、次はその状況を表にしたものです。

(単位：人)

処分事由	根拠	降任	免職	休職	小計
勤務成績不良	夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第1号				0
心身の故障	分限条例第2条第2号			4	4
適格性を欠く	分限条例第2条第3号				0
定数の改廃等	分限条例第2条第4号				0
長期休養	分限条例第3条第1号				0
刑事事件での起訴	分限条例第3条第2号				0
失職（欠格条項）	地方公務員法第28条第4項				0
合計		0	0	4	4

(2) 懲戒処分

懲戒処分は本人の行為に対する制裁的性格を有する処分です。

(単位：人)

処分事由	根拠	戒告	減給	停職	免職	小計
法令違反	地方公務員法第29条第1項第1号					0
職務上の義務違反又は職務の怠り	地方公務員法第29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	地方公務員法第29条第1項第3号					0
合計		0	0	0	0	0

4 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の特例に関する承認の状況

職員は勤務時間中、職務に専念することを義務付けられていますが、特例で研修や定期健康診断等を受ける期間に限り、任命権者の承認によりこの義務が免除されます。

区分	申請件数	承認件数
職務に専念する義務の特例に関する承認申請	48 件	48 件

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

(単位：人)

区分	研修の内容	受講者数
新採用職員研修	地方公務員としての基礎的知識の習得	6
派遣研修（北海道市町村職員研修センター）	一般職員（法制基礎等）	7
〃	専門（法令、税務、社会福祉）	3
〃	管理・監督者（指導能力、管理能力）	4
〃	指導者養成（接遇、人材育成）	0
〃	その他（プレゼン、コミュニケーション能力）	10
正科研修	情報セキュリティ研修(web研修)	198
〃	法制執務基礎研修(web研修)	49
〃	メンタルヘルス	6
計		283

(2) 勤務成績の評定

職員の正式任用及び昇任時（主事、主事補等）に試験や勤務成績の評定を行っています。

6 職員の福祉及び利益保護の状況

(1) 健康診断

内容	受診者数
定期健康診断	154 人
総合健康診断（人間ドック）	39 人
脳ドック	18 人
特定保健指導	1 人
有害業務検診（消防職員）	33 人

(2) 公務災害の認定

区分	認定者数
公務災害	0 人
通勤災害	0 人

(3) 職員福利厚生会

地方公務員法第42条の規定により、職員の福利厚生事業を行うことを目的に設立され、職員の会費と市の交付金等で運営されていますが、平成17年度以降は市からの交付金は交付していません。

7 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度は、地方公務員法第46条による勤務条件に関する職員からの措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度は、地方公務員法第49条の2による不利益処分に関する職員の審査請求はありませんでした。